ＩＣカード特約

2025 年 3 月 14 日　改定

１．（特約の適用範囲）

（１）この特約は、当金庫が発行するカードのうち、ＩＣチップが付加されたカード（以下「ＩＣカード」といいます。）を利用するにあたり特に適用される事項を定めるものです。

（２）この特約はたかしんキャッシュカード規定および法人キャッシュカード規定（以下「当金庫カード規定」といいます。）の一部を構成し、この特約で定める事項は当金庫カード規定で定める事項に優先して適用されるものとします。また、この特約に定めのない事項は当金庫カード規定により取扱うものとします。

（３）この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは当金庫カード規定の定義によるものとします。

２．（ＩＣカードの利用）

ＩＣカードは、次の場合に利用することができます。

①　当金庫所定のＩＣカードが利用できる預金機（以下「ＩＣカード対応預金機」といいます。）を使用して預金に預入れをする場合

②　当金庫所定のＩＣカードが利用できる支払機（以下「ＩＣカード対応支払機」といいます。）を使用して預金の払戻しをする場合

③　当金庫所定のＩＣカードが利用できる振込機（以下「ＩＣカード対応振込機」といいます。）を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合

④　その他当金庫所定の取引をする場合

３．（ＩＣカードの再発行時における手数料の取扱い）

（１）ＩＣカードを再発行する際には、当金庫所定の手数料（以下「ＩＣカード再発行手数料」といいます。）をいただきます。

（２）ＩＣカード再発行手数料は、ＩＣカード再発行時に、通帳および払戻請求書なしで、そのＩＣカードを発行した預金口座から自動的に引落します。

４．（ＩＣカード以外のカードへの変更）

ＩＣカードの利用をやめ、ＩＣカード以外のカードに変更する場合には、当金庫所定の窓口に申出てください。この変更は当金庫所定の手続をした後に行います。

５．（規定の変更）

（１）この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の４の規定に基づき変更するものとします。

（２）前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨、変更後の規定の内容およびその効力発生時期を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表することにより、周知します。

（３）前二項による変更は、公表の際に定める１か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以　上

高山信用金庫